（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正後

（別表）

［略］

中南米

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料(10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料(5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料(限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料(渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料(査証欄増補)	第20条第1項第6号の処分に係る手数料(渡航書)
［略］								
ベネズエラ	ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ･ｿﾍﾞﾗﾉ	640	440	240	240	65	100	100
［略］								

［略］

アフリカ

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料(10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料(5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料(限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料(渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料(査証欄増補)	第20条第1項第6号の処分に係る手数料(渡航書)
［略］								
エチオピア	ﾌﾞﾙ	2,235	1,536	838	838	223	349	349
エリトリア	ﾅｸﾌｧ	2,235	1,536	838	838	223	349	349
ガーナ	ｶﾞｰﾅ･ｾﾃﾞｨ	842	579	316	316	84	132	132
［略］								

改正前

（別表）

［同上］

中南米

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料(10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料(5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料(限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料(渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料(査証欄増補)	第20条第1項第6号の処分に係る手数料(渡航書)
［同上］								
ベネズエラ	ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ･ｿﾍﾞﾗﾉ	26,200,000	18,000,000	9,800,000	9,800,000	2,600,000	4,100,000	4,100,000
［同上］								

［同上］

アフリカ

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料(10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料(5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料(限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料(渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料(査証欄増補)	第20条第1項第6号の処分に係る手数料(渡航書)
［同上］								
エチオピア	ﾌﾞﾙ	2,235	1,536	838	838	223	349	349
［項を加える。］								
ガーナ	ｶﾞｰﾅ･ｾﾃﾞｨ	842	579	316	316	84	132	132
［同上］								